第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1 消火器

1 設置場所等

消火器の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

令第10条第2項

- 2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 前項各号に掲げる防火対象物又はその部分には、防火対象物の用途、構造若しくは規模又は消火器具の種類若しくは性能に 応じ、総務省令で定めるところにより、別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を設置すること。 ただし、 二酸化炭素又はハロゲン化物 (総務省令で定めるものを除く。) を放射する消火器は、別表第1(1602)項及び(1603)項に掲げる 防火対象物並びに総務省令で定める地階、無窓階その他の場所に設置してはならない。
 - (2) 消火器具は、通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。

規則第6条第6項

- 6 前各項の規定により設ける消火器具は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
 - (1) 第1項及び第5項に規定するもの(次号に掲げるものを除く。) 防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分
 - (2) 第1項に規定するもの(小規模特定飲食店等(前項第一号に掲げるものを除く。)に設置するものに限る。)令第10条第1項 第1号口に掲げる火を使用する設備又は器具が設けられている階(小規模特定飲食店等に、前項第2号に掲げる階が存する場合は、当該階を含む。)ごとに、当該防火対象物の各部分
 - (3) 第3項に規定するもの 防火対象物の階ごとに、危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分
 - (4) 第4項に規定するもの 防火対象物の階ごとに、電気設備のある場所の各部分

規則第9条

消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 消火器具は、床面からの高さが1.5メートル以下の箇所に設けること。
- (2) 消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 消火器には、地震による震動等による転倒を防止するための適当な措置を講じること。ただし、粉末消火器その他転倒により消火剤が漏出するおそれのない消火器にあつては、この限りでない。
- (4) 消火器具を設置した箇所には、消火器にあつては「消火器」と、水バケツにあつては「消火バケツ」と、水槽にあつては「消火水槽」と、乾燥砂にあつては「消火砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置に設けること。

消	火	器	具 の	区分	棒状の水を放射する消火器	霧状の水を放射する消火器	棒状の強化液を放射する消火器	霧状の強化液を放射する消火器	泡を放射する消火器	二酸化炭素を放射する消火器	ハロゲン化物を放射する消火器	火粉末を放射する消火器		:射す	水バケツ又は水槽	乾燥砂	膨張ひる石又は膨張真珠岩
												するものりん酸塩類等を使用	用するもの炭酸水素塩類等を使	の他のもの			張真珠岩
	建築物その他の工作物			0	0	0	0	0			0			0			
	電気設備					0		0		0	0	0	0				
		第一		属の過酸化物 含有するもの									0	0		0	0
	危	類	その他の第	一類の危険物	J ()	0	0	0	0			0			0	0	0
対		第二類	グネシウム	粉若しくはっ 又はこれらの 含有するもの)								0	0		0	0
象		類	引火性固体		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	険		その他の第二	二類の危険物) (0	0	0	0			0			0	0	0
物		第	禁水性物品										0	0		0	0
0		三 類	その他の第	三類の危険物		0	0	0	0						0	0	0
区	物	第五類					0	0	0	0	0	0			0	0	
				0	0	0	0	0						0	0	0	
分	第六類			0	0	0	0	0			0			0	0	0	
73	指定可燃	可燃性固体類又は合成樹脂類 (不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム 及びゴムくずを除く。) 可燃性液体類			ř O	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0
	物							0	0	0	0	0	0			0	0
	その他の指定可燃物			0	0	0	0	0			\circ			0			

- 備考 1 \bigcirc 印は、対象物の区分の欄に掲げるものに、当該各項に掲げる消火器具がそれぞれ適応するものであることを示す。
 - 2 りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。
 - 3 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。
 - 4 禁水性物品とは、危険物の規制に関する政令第10条第1項第10号に定める禁水性物品をいう。

(1) 設置場所等

- ア 消火器は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること
- イ 室内に設置する場合にあっては、出入口部分に1個以上設置すること
- ウ 消火器具の能力単位の数値の合計数が2未満となる防火対象物であっても、規則 第6条第7項の規定にかかわらず、消火器を規則第6条第1項から第6項までの規 定の例により設置すること

(2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講じること ア 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所 イ 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

2 付加設置

規則第6条第3項、第4項及び第5項の規定により設置しなければならない消火器については、1によるほか、次による。

規則第6条第3項、第4項及び第5項

3 第1項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物(危険物のうち、危険物の規制に関する政令第1条の11に規定する指定数量の5分の1以上で指定数量未満のものをいう。以下同じ。)又は指定可燃物(同令別表第4の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前2項の規定によるほか、令別表第2において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

区 分	数
少量危険物	危険物の規制に関する政令第1条の11に規定する指定数量
指定可燃物	危険物の規制に関する政令第1条の12に規定する数量の50倍

- 4 第1項の防火対象物又はその部分に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、前3項の規定によるほか、令別表第2において電気設備の消火に適応するものとされる消火器を、当該電気設備がある場所の床面積100平方メートル以下ごとに1個設けなければならない。
- 5 第1項の防火対象物又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、前4項の 規定によるほか、令別表第2において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値 の合計数が、当該場所の床面積を25平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。
- (1) 規則第6条第4項の規定の運用は、次によること
 - ア 「変圧器」は、300 ボルト以上の電路に接続されるもので出力が5キロボルトア ンペア以上のものとする。
 - イ 「配電盤」は、300ボルト以上の電路に接続されるものとする。
 - ウ 「変電設備」は、300 ボルト以上の電路に接続されるものとする。
 - エ 「内燃機関を原動力とする発電設備」は、300 ボルト以上の電路に接続される もので出力が5キロボルトアンペア以上のものとする。
 - オー「その他これらに類する電気設備」は、次に掲げるものとする。
 - (ア) 条例第8条の3に規定する燃料電池発電設備
 - (イ) 条例第11条の2に規定する急速充電設備
 - (ウ) 条例第13条に規定する蓄電池設備
 - (エ) 300 ボルト以上の電路に接続される電気機器で次に掲げるもの(可搬式のも
 - の を含む。)
 - A 電動機
 - B 溶接器(出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。)
 - C 静電途装設備

- D 整流器(出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。)
- E その他AからDに類するもの
- (3) 規則第6条第4項又は第5項に規定する床面積の算定は、「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱い」(昭和51年7月20日 消防予第37号。 消防庁予防救急課長通知)中 第12 「(発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下「電気設備」という。)が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積(同一の室内に電気設備が2箇所以上設置されている場合はその面積をいう。))をいうものであること。ただし、不燃材料の壁、天井、床又は特殊防火設備若しくは防火設備(随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。)で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。)に示すものをいう。
- (4) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、次の設備を設置する場所をいう。
- ア 温風暖房機(風道を使用しない温風暖房機にあっては、劇場等及びキャバレー等に 設けるものに限る。)
- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設ける ものを除く。)
- エ 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロ ワット以上の厨房設備
- オ ボイラー又は入力 70 キロワットを超える給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの 又は労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 3 号に定めるものを 除く。)
- カ 据付面積2平方メートル以上の乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)
- キ 入力 70 キロワットを超える内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- 3 特例

劇場及び映画館の客席等で規則第6条第6項の規定によることが困難な場合にあっては、令第32条の規定を適用し、次により設置することができる。

- (1) 客席部分の周壁又は客席等に最も近い廊下の出入口部分に分散配置すること
- (2) 当該客席等の内部に配置した場合に必要とされる消火器の所要数の50パーセント増しとした個数を設置すること

第2 簡易消火用具

簡易消火用具の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

1 設置場所等

- (1) 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近に設けること
- (2) 乾燥砂又は膨張ひる石若しくは膨張真珠岩は、使用に際し容易に持ち出すことができる位置に設け、かつ、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面(屋内に設ける場合にあっては床面)から10センチメートル以上の台上に設けること

2 材質等

- (1) 水バケツ及び消火専用バケツの容量は10リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること
- (2) 膨張ひる石は日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第 1項の日本産業規格をいう。以下「JIS」という。)A5009に、膨張真珠岩(真珠 岩を材料としたものに限る。)はJISA5007にそれぞれ適合するものであること